

旭川医科大学病院医師事務作業補助者業務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院医師事務作業補助者業務規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院医師事務作業補助者業務規程（平成 28 年旭医大達第 11 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 案	現 行
(略) (業務体制等) 第 2 条 医師事務作業補助者は、医療支援課に所属し、医師の事務作業補助業務を専従で行うものとする。 2 医師事務作業補助者は、週 4 日以上常態として勤務し、かつ所定労働時間が<u>週 31 時間以上</u>でなければならない。 3 本院に、医師事務作業補助者の業務管理及び業務内容について見直しを行い、医師の事務作業の軽減に資する体制を確保するため、医師事務作業補助者管理者（以下「管理者」という。）を置く。 4 管理者は病院長が指名する。 5 管理者は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づく診療報酬の算定方法に基づき、医師事務作業補助者を新たに配置してから 6 か月間は研修の実施期間とし、この期間内に業務内容について 32 時間以上の研修（医師事務作業補助者としての業務を行いながらの職場内研修を含む。）を実施するものとする。 (略)	(略) (業務体制等) 第 2 条 医師事務作業補助者は、医療支援課に所属し、医師の事務作業補助業務を専従で行うものとする。 2 医師事務作業補助者は、週 4 日以上常態として勤務し、かつ所定労働時間が<u>週 32 時間以上</u>でなければならない。 3 本院に、医師事務作業補助者の業務管理及び業務内容について見直しを行い、医師の事務作業の軽減に資する体制を確保するため、医師事務作業補助者管理者（以下「管理者」という。）を置く。 4 管理者は病院長が指名する。 5 管理者は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づく診療報酬の算定方法に基づき、医師事務作業補助者を新たに配置してから 6 か月間は研修の実施期間とし、この期間内に業務内容について 32 時間以上の研修（医師事務作業補助者としての業務を行いながらの職場内研修を含む。）を実施するものとする。 (略)

附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 4 日から施行し、改正後の第 2 条第 2 項の規定は、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。

【改正理由】

令和 8 年度診療報酬改定による施設基準の変更に伴い、所要の改正を行うものである。